

本相談室だより 62は全ての施設・事業者あて送付しています。

東社協 福祉施設経営相談室だより 62 平成19年9月6日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

経理規程第46条の減価償却条文の変更が必要です

平成19年7月31日付社援第310号一部改正通知を受けて—全1頁

既に東京都から、平成19年度の税制改正において減価償却制度の見直しが行われたことに伴い「社会福祉法人会計基準の制定についての一部改正について」が各法人に通知されているところですが、本相談室に対し、変更に対応する経理規程の変更条文を例示して欲しい旨ご照会がありましたので、宮内忍福祉施設経営相談室会計専門相談員にコメントをいただきましたのでお知らせいたします。経理規程の改正を理事会にお諮りください(平成19年4月1日適用)。なお、指導指針によるモデル経理規程を採用している場合においても、改訂コメントを参照してください。

従前のモデル経理規程	改訂コメント
<p>(減価償却)</p> <p>第46条 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については定額法による減価償却を実施する。</p> <p>2 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によるものとする。</p> <p>3 減価償却資産の残存価額は、取得価額の10%とする。</p> <p>又は</p> <p>3 減価償却資産の残存価額は、取得価額の10%とし、耐用年数到来後も使用する場合には備忘価額(1円)まで減価償却を実施する。</p>	<p>(第1項は改正なし)</p> <p>今回の改正箇所ではないが、第2項に、「原則として」を入れておかないと、省令変更の都度これを見直さなければならないという負担を社会福祉法人に追わせるという問題があることから、次のように規定する。</p> <p>2 減価償却資産の耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によるものとする。</p> <p>減価償却資産の残存価額については、第3項を以下のように規定する。</p> <p>3 減価償却資産の残存価額は、ゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却することとする。なお、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%とし、耐用年数到来後も使用する場合には備忘価額まで償却するものとする。</p> <p>無形固定資産に関する取扱をより明確にするためには第4項に以下のように規定する。</p> <p>4 無形固定資産については、第1項及び第3項の規定にかかわらず定額法により残存価額をゼロとして(減価償却を)実施する。</p>

本相談室だより 62は全ての施設・事業者あて送付しています。